

2 給付金制度等の理解の確認

・本給付金制度にかかる以下の説明を確認し、をチェックしてください。

令和3年4月1日時点で、都内に本店・本社のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等が、本給付金を受給することができます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた協力金の支給対象でなく、かつ、都の休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金を受給しない場合に、本給付金を受給することができます。

本給付金の受給者は、事業の継続・立て直しやそのための取組を継続的に実施する必要があります。

削除

~~酒類販売事業者は、飲食店が酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じていないことを把握しつつ当該飲食店との取引を行っている場合、本給付金を受給することができません。~~

提出した書類を含む申請した情報に虚偽がある等、不正が判明した場合、申請者は本給付金全額の返還等に応じるとともに、本給付金と同額の違約金を支払い、これ以降の申請は辞退となります。